

中世後期における宿曜道関連知識の存続と受容

濱 野 未 来

はじめに

中世日本における天文・暦に関する知識は、祈祷などを含む複合的なものであり、社会に深く根ざしていた。宿曜道もまた、そうした知識や技術の一つとして、密教や陰陽道と密接に関連しながら展開した。院政期から鎌倉時代の貴族社会において、宿曜道による占星術や暦算に関する知識・信仰が広く浸透していたことは、よく知られている^①。しかしながら、室町時代に入ると宿曜道は衰退するとされ、その具体的な活動や役割については不明な点が多い。中世後期の宿曜道がどのような状況にあったのか、またその知識がどのように受容され変遷したのかについては、十分に解明されていない。

本稿では、宿曜道および宿曜師の具体的な活動に焦点を当てるのではなく、その知識に注目する。特に、中世後期における天文・暦に関する知識体系の様相を明らかにすることを目的とし、宿曜道の知識がどのように広まり、他の宗教や社会に影響を与えたのかを探る。宿曜道の知識が密教や陰陽道、貴族や武士にどのように受容され、影響を与えたのかを分析することで、中世後期における宿曜道の位置づけの再評価を試みる。具体的には、宿曜道に関する書物や用語がどのように広まり、どのような層に受け入れられていたのかを分析し、中世後期の社会における宿曜道知識の役割を明らかにする。

宿曜道とは、占星術や暦算、日月蝕の推算ならびに祈祷を含む技術・知識体系であり、これを用いる密教僧を宿曜師と称した。宿曜道に関する研究は、これまで主にその具体的な活動や役割に焦点を当てられてきた。研究の端緒として、桃裕行氏は宿曜道の典拠や成立、宿曜勘文の分析を通じてその性質を論じた^②。また、山下克明氏は宿曜道が形成・展開していく過程、宿曜師の活動実態を詳細に検討し、室町時代における宿曜道の衰退と戦国期頃の廃絶を指摘した^③。その後、戸田雄介氏や兼築信行氏らが院政期から鎌倉期における宿曜師個人の活動や系譜を詳細に解明し、赤澤春彦氏は鎌倉幕府における宿曜師の位置づけを明らかにした^④。これらの研究により、鎌倉期までの宿曜師の活動を中心とした実態については、一定の成果が積み重ねられてきた。一方で、中世後期における宿曜道の知識の受容や変遷については、検討が不十分なままにとどまっている。

本稿では、宿曜道の知識がどのように広まったのかを検討することで、宿曜道の社会的・文化的な影響を明らかにする。

以上のことから、本稿では以下の構成をとる。第一章では、宿曜師の拠点に着目する。拠点とされる空間が、いつまで、どのように存続していたのかを再検討することにより、中世を通じた宿曜道及び宿曜師の在り様を探る。第二章では、宿曜道の祭祀に着目する。宿曜道の祭文に関連する記録から、中世後期において宿曜道祭祀がどのように

認識されていたのか、また、陰陽道や密教との相互関連性について検討する。第三章では、宿曜道に関連する語句・表現に注目し、中世後期における宿曜道関連知識の様相について、考察を試みる。

第一章 中世後期における北斗堂の存続

本章では、宿曜師の活動の中心地として知られる北斗堂について再評価し、宿曜道やその知識の実態を探る。

第一節 宿曜道と北斗堂

北斗堂は、その名の通り、北斗信仰に基づいて北斗七星を拝し、祀った場である。そのため、北斗堂は宿曜師による建立に限らず、各所に存在しており、仁和寺や法勝寺、法金剛院などにも設けられていた。宿曜師が建立した北斗堂については、山下克明氏らがその役割を指摘しており、赤澤春彦氏は、北斗堂を宿曜師が活動範囲を広げていく際の「重要な媒体」となったと位置付けている。^⑥まずは、これらの研究に拠りながら、その概要と来歴を確認しておく。

宿曜師によって建立された北斗堂は、清水坂に存在した北斗堂以降である。『玉葉』に「宿曜師珍賀法橋、清水寺辺建立^⑦立一堂」〈名北斗降臨院云々〉とあり、『山槐記』では、「参^⑧向北斗堂」〈珍賀私所建立^⑨也、号^⑩北斗降臨院、在^⑪清水坂〉とあることから、宿曜師珍賀によって清水坂に建てられ、「北斗降臨院」と号していたことがわかる。本稿では、他の北斗堂と区別するため、清水坂の北斗堂を北斗降臨院と称しておく。この北斗降臨院は、『園城寺伝記』（一四世紀成立）に「長寛三年、大威儀師珍賀建立^⑫立北斗堂」^⑬とあり、長寛三年（一一六五）に建立されたとされる。その後、珍賀に祈禱を望む人々が

多数いる状況となっていたことは、『三長記』の「大威儀師珍賀来、今度所望之人々多致^⑭祈請^⑮之由、頻^⑯以自贊^⑰」との記録からもうかがえ、当該期の貴族社会においては、北斗信仰や北斗堂で行われる祈禱に対する関心が高かった。

貴族による北斗降臨院への参詣の記録もまた散見される。養和元年（一一八一）から康永元年（一二三二）・同三年（一二三四）・貞治六年（一二三六）にかけて、複数の貴族による参詣が確認できる。^⑱なかでも、藤原経光の場合には宿曜師との直接的な交流も窺えることから、北斗堂参詣は宿曜道への信仰にもとづくものであったと考えてよいであろう。^⑲これら北斗降臨院への参詣を示す史料は、簡便な情報に留まるものが多いが、北斗降臨院（北斗堂）に対する信仰が、貴族社会において、少なくとも一四世紀半ば頃まで継続していたことは確かである。このように、北斗降臨院を建立した珍賀（とその一派）が祈禱などを行う場が北斗堂であり、宿曜師の活動拠点であった。

一四世紀以降、北斗降臨院について記す史料は徐々に少なくなっていくが、『雪村行道記』貞和二年（一二四六）一二月二日部分の記述から、清水寺領に創建された「水堂」と呼ばれる律院と北斗堂とが、近接した位置にあったことを細川武稔氏が指摘している。^⑳

その後、北斗堂は応永年間に焼失したとされ、貴族の参詣が絶えなかった北斗降臨院の焼失によって、宿曜師はその活動の基盤を失い、これを契機として宿曜道は衰退したとみられている。^㉑

第二節 北斗堂の焼失と宿曜道の衰退

前節で見てきたように、北斗堂は宿曜師にとって重要な拠点であったが、その焼失は宿曜道にどのような影響を与えたのか、以下で検討する。北斗堂の焼失を示す根拠は次の史料である。

【史料二】『看聞日記』応永二四年（一四一七）一〇月二十九日条¹⁶

廿九日、（中略）抑今夜清水之北斗堂焼失云々、白河院勅願寺也、其後、後白河院御時炎上、其後于レ今無為云々、冥慮如何々々、以前宰相景愛寺へ御入院、無為珍重之由賀申、

史料傍線部の前半には、「抑今夜清水之北斗堂焼失云々」とあり、一見すると清水坂周辺にあったとされる北斗堂すなわち北斗降臨院が焼失したことを示す、と解釈できる。しかしながら、記主・伏見宮貞成の得た「北斗堂」の情報は、宿曜師の拠点である北斗降臨院の情報ではない可能性が極めて高い。

史料傍線部では焼失のことに続いて「白河院勅願寺也」とあり、この記述が問題となる。というのも管見の限りでは、宿曜師の活動拠点であった北斗堂が白河院の勅願寺であった、という事実を示す史料は見当たらないためである。ではこの「白河院勅願寺也」という記述をどう考えるべきか。まず、白河法皇の勅願寺であった法勝寺にも「北斗曼荼羅堂」という建物が存在していたことが想起される¹⁷。法勝寺は暦応五年（一三四二）に炎上しているが、その際に北斗堂は火難を免れている¹⁸。その後、貞和五年（一三四九）一〇月一日に火災に見舞われて以降、法勝寺は荒廃したとされ、おそらくこの時点で北斗堂も失われたと考えられる。すなわち、【史料二】の「其後、後白河院御時炎上」という記述と法勝寺北斗堂（北斗曼荼羅堂）の来歴とは、符合しない。いまひとつ、考えられる可能性がある。後白河法皇の勅願寺である蓮華王院にも北斗堂は存在していたため、「白河院勅願寺」が「後白河院勅願寺」の誤伝であった可能性である。蓮華王院の北斗堂は寿永二年（一一八三）一〇月一日に落成供養が行われた²⁰。しかし、蓮華王院は建長元年（一二四九）に焼亡していることから、史料

上からはこちらの北斗堂も【史料一】の記述とは合致しない。

また、この【史料一】の記述に対し、細川武稔氏も、伏見宮貞成親王の勘違いかもしれないが、法勝寺北斗曼荼羅堂の由緒が、清水坂北斗堂に流入したのではないか、との見通しを示している²¹。その原因として細川氏は、北斗堂と隣接していた神護寺に法勝寺流の律僧が住したことが考えられ、そうであれば、北斗堂と神護寺が密接な存在であった可能性が浮上する、と述べられている。また関連して、清水寺が興福寺の末寺であることから、興福寺系の宿曜師珍賀が建立した北斗堂が清水寺の伽藍の一つと見なされていた可能性は高いとする²²。北斗堂と清水寺・神護寺との関連についてはまだ検討の余地があるといえるが、【史料二】の記述に關していえば、傍線部後半部分の北斗堂の来歴に關して、伏見宮貞成親王が得た情報は、宿曜師の拠点である北斗堂（北斗降臨院）に關する情報ではなく、また貞成親王もそれを認識できていなかった、と考えられる。加えて、貞成親王が、北斗堂（北斗降臨院）についての認識が曖昧であったことを窺わせる記事が次に挙げる史料である。

【史料二】『看聞日記』永享六年（一四三四）五月二二日条²³

廿二日、朝小雨廳晴、物詣、若宮・北野・六角堂・因幡堂・清水等参、便路北斗・六波羅（有^{左妻半}法花經談義、片時聴聞）・三十三間観音等参、（後略）

応永二四年段階で北斗堂焼失について記していた貞成親王が、永享六年（一四三四）に若宮八幡宮をはじめ清水寺などへの参詣の通りにけに「北斗」に訪れたことを記しているのである。当時は法勝寺・蓮華王院の北斗堂も失われていることから、これは清水坂の北斗堂、す

なわち北斗降臨院と想定するのが妥当であろう。地名の配列から見ても、おそらく清水寺への参詣の道すがら訪れたものであり、清水坂周辺にあった北斗堂（北斗降臨院）を指すと考えられる。

右の史料以降、北斗降臨院に関する記述は見られなくなるが、応仁・文明の乱前夜にも「北斗堂」の存続は窺い知ることができる。

【史料三】『臥雲日件録抜尤』寛正六年（一四六五）正月二五日条²³

廿五日、知足九淵来、話次曰、清水坂有^二北斗三位者^一、年可^三六十、能講^二法華^一、居^二北斗堂^一、故曰^二北斗三位^一耳、（後略）

この史料によれば、清水坂に「北斗三位」なる者がおり、「北斗堂」に居していた。「北斗三位」が宿曜師であるかは定かではないものの、「清水坂」の「北斗堂」という場は存続しており、北斗降臨院と考えられる²³。また、その後に勃発した応仁・文明の乱について記した『応仁記』において、乱の兵火により焼失した寺社を記す部分に「鷲尾并金仙院、観照寺、下川原坂面二ハ北斗堂、七院、六道興善院、玉泉寺……」とあり、北斗堂の文字がみえる。この「下川原」は、現在も下川原町として名が残る地名であり、高台寺の西側、清水坂周辺の地域である。また北斗堂の前後に列挙されている寺院も同域に位置するものであることから、北斗降臨院は応仁・文明の乱の兵火によって焼失したものと解釈するのが最も首肯しうる²³。

以上から、応永二四年に焼失した、と従来考えられてきた北斗堂（北斗降臨院）は、実際には応永年間以降も存続し、その後の応仁・文明の乱によって焼失したと考えられる。同時期における宿曜師の具体的な活動が見えない一方で、北斗堂（北斗降臨院）という拠点が一五世紀後半頃まで存続したとすれば、北斗（星宿）信仰や宿曜道に由来

する知識を求める人々の存在、あるいは、それらを継承する基盤としての役割を保ち続けたことを示唆するものと解釈できるのではなからうか。また以上の点は、拠点の消失、宿曜道・宿曜師の衰退、宿曜道知識の受容・継承、という各要素間の関係について、再検討の必要を呈しているといえる。

第二章 宿曜道祭祀の衰退と密教・陰陽道

本章では、宿曜道の衰退の背景を探るため、その祭祀が密教や陰陽道とどのように異なり、どのような影響を受けたのかを考察する。その際、宿曜道祭祀の祭文を含む史料『諸祭文故実抄』を検討し、中世後期の宿曜道祭祀について、密教修法・陰陽道祭祀との関連から考察する。

第一節 『諸祭文故実抄』にみる宿曜道祭祀

『諸祭文故実抄』（以下、『故実抄』）は、各種修法・祭祀の祭文を分類し、その構成を記した書物である²⁴。著者は東坊城和長で、明応八年（一四九九）に案を草し、永正一五年（一五一八）に完成した。文は、紀伝・文章道の知識をもつ官人（菅原氏等）が起草者であったため、和長が祭文作成の職務に備えて作成されたものとされる。

『故実抄』における宿曜道祭祀の祭文については、既に山下克明氏²⁵が言及されている。すなわち、宿曜道祭祀（北斗本拝供）について、その祭文が旧草に無く、希有な祭祀である旨が『故実抄』に記されており、別の祭祀（東方清流祭）の祭文奥書部分にも「宿曜師者号^二北斗院^一在^二住東山^一、近年不^レ知矣、公請退転之故也」とあることから、応永年間以前から長らく宿曜道祭祀は絶えており、応永年間に一時的

に復活したものの、一五世紀末の和長の時代には完全に廃絶していたと指摘する^{③①}。

実際、右の記述のほか、本命元法（本命元辰祭）祭文（応永元年（一三九四）九月一日付）には、「宿曜師勤修歟、可_レ尋」や「勅願以下旧草不_レ見者也」といった、宿曜道祭祀の実施者が宿曜師であるか否かも判然としておらず、先例の祭文も残存していない状態を示す記述が見受けられる。いずれも応永年間の祭文であり、当該期において宿曜道祭祀の先例が継承されていない状況があり、やはり既に一般的におこなわれる祭祀ではなかったと考えられる。なお、先に触れた北斗本拝供祭文（応永八年）に続く東坊城秀長による奥書には、具体的な宿曜師の名前も登場する。

【史料四】応永八年北斗本拝供祭文奥書（『諸祭文故実抄』）

此祭文日野大納言奉行、廿一日俄被_二仰下_一、引_二見旧草_一、北斗御本拝供無_レ之、相_二尋行成卿_一不_二清書_一云々、定算来日、勸請只如_二東方清流御祭_一相計可_レ草之由申_レ之、肝要当年算尽御重厄御祈也、当年已歳、四月巳月、廿二日巳日、乃此日可_レ被_レ修事也云々、旧草一通持_二来之_一、有_二不甘心事_一、俄被_二仰下_一、猶不_レ及_二引勘_一如_二此草_一進_レ之、定算向後以_レ之可_レ為_レ本之由申_レ之、清書行成卿也云々、

北斗本拝供の祭文が旧草にないという状況から、宿曜師・定算が秀長のもとに訪れて祭文について述べるとともに、旧草を持参していた。定算は、大属星祭（応永九年）祭文の秀長による奥書にも、祭祀を勤仕した者として名前がみえることから、応永八・九年に宿曜道祭祀の実施者として活動していた。定算についての詳細は不明である

が、明確に宿曜師として史料上に明記された者としては、下限にあたり、以降宿曜師の名は見えなくなる^{③②}。

しかしながら、応永以後の【史料五】では、月蝕が正現したことに対し、陰陽道・宿曜道の祈禱が例の如くあるかと記されている。

【史料五】『建内記』嘉吉三年（一四四三）五月二五日条^{③③}

十五日、己巳、天晴、晚雨又晴、月蝕、亥・子刻、皆既、月蝕御祈阿闍梨覚証院了助僧正、^{初度}先師御蝕祈事依_二功驗_一向後彼門流御免事、以_二常光国師_一、（空谷和尚事也）申_二鹿苑院殿_一、無_二相違_一之由、有_二国師状_一、然而申次不_レ足_レ用歟、仍被_レ仰云々、此僧正当時随分事相教相兼備云々、正現無力事歟、陰陽・宿曜等御祈又如_レ例歟、藏人右小弁教忠申沙汰也、

この記述からは、嘉吉三年時点においても、月蝕に対して、陰陽道とともに宿曜道による祈禱が選択肢として挙げられていた、とみられる。しかし、実際に宿曜道による祈禱が行われた形跡は見当たらない。宿曜道は、個人の運命を占星術によつて占うだけでなく、日月蝕の推算にも深く関わってきた。【史料五】の記主である万里小路時房にも、そのような認識があり、斯様に記したものの、既に実態としては宿曜道による祭祀がおこなわれることはほとんどなくなっていた、と解釈するのが自然であろう。

第二節 宿曜道祭祀と密教・陰陽道

宿曜道は、密教に包含されるものであり、そのなかでも占星や暦算という技術でもって活動した者が「宿曜師」と称された。宿曜道祭祀は、星を祀る星辰信仰に基づいたものであり、密教でもまた、星辰供

が執り行われてきた。なかでも北斗信仰は一〇世紀後半頃に日本に伝わり、公家社会において急速に浸透した³⁴⁾。そうした背景から、密教修法と宿曜道祭祀では、それぞれ北斗七星を拝するものがあり、密教修法としては北斗法（北斗尊星王法・北斗供）、宿曜道では北斗本拝供と称される。このように、同質の信仰を基にした修法・祭祀でありながら、密教修法とは異なるものとして宿曜道祭祀が確立していた。本節では、宿曜道祭祀と密教修法との関係を探る。また、関連が指摘される陰陽道祭祀との相互影響についても検討をおこなう。

宿曜道祭祀である北斗本拝供は、北斗七星中の本命星を拝する祭祀である。宿曜道祭祀を検討した戸田雄介氏によれば、院政期から活動した宿曜師・慶算により創始されたもので、密教修法の北斗法と近似しており、両者が相互に影響していた、という³⁵⁾。加えて、北斗本拝供が密教の北斗法に加え、陰陽道祭祀の要素も含まれていたこと、こうした密教星辰供は成立当初は本命星を祀るものが主流であったが、院政期に入ると北斗法にその主流が移り、大北斗法や七壇北斗法といった密教修法のなかでも最重要とされる修法となっていく（「大法」化）ことが明らかにされている。また、北斗法は密教僧によって執り行われるものであるが、宿曜師は国家規模の北斗大法に関わらず、あくまで貴族個人を対象としたことが、赤澤氏により指摘されている³⁶⁾。

このように両者の近似する部分と特異な部分とがそれぞれ指摘されているが、修法・祭祀を受容した側においては、北斗本拝供と北斗法とを峻別する意識は低かったようである。実際、『故実抄』の「第八北斗法」冒頭部分には、「按、此法可_レ為_二宿曜師_一、大略内典法也、祭文旧章皆為_二内典_一とある。本来、宿曜師が行う祭祀は「北斗本拝供」であるものの、おおよそ「内典法」として認識されていることから、宿曜道祭祀と密教修法との区別が判然としていない様子、あ

るいは、宿曜道は密教の一部であるとの認識が根づいていた様子が窺える。加えて、室町期成立の『尺素往来』では、宿曜師が行う祭祀と、陰陽師が行う祭祀について、「又仰_二陰陽師_一被_レ祭_二泰山府君_一、仰_二宿曜師_一被_レ修_二北斗供_一」と記載され、陰陽師は「泰山府君祭」を命じられる存在であるのに対し、宿曜師は「北斗供」を修する存在であるとされている。通常「北斗供」は密教修法である北斗法を指すため、著者である一条兼良もまた、宿曜道祭祀と密教修法との間に認識上の区別はみられない。

宿曜道と陰陽道との間にも、祭祀の勤仕者が区別されていない状況があった。『故実抄』大属星祭部分に、「此祭宿曜師与_二天文道_一、両家之勤仕也、仍勧請之文、各別相替也」や「勧請等宿曜之時如_レ此、天文道勤仕相替者也云々」との記述があり、宿曜道が行う場合と天文道が行う場合とがあったようである。『故実抄』に祭文が所収されている陰陽道祭祀について検討した木村純子氏も、密教・陰陽道・宿曜道の三者が機能的に近似しており、それぞれの修法・祭祀が重層的に実施される機会が多かったことを指摘している³⁸⁾。

このように、宿曜道・密教・陰陽道の祭祀や修法が混然とする状況に加え、密教修法体制の変化も注目される。北斗法は、一三世紀以降、仙洞・禁裏において月例化した。応安元年（一三六八年）からは、足利義満の要請により武家においても毎月勤修される体制となり、その後も同様であった³⁹⁾。このように、室町時代には、個人の目的のためだけでなく、継続的な修法のための体制化が進んだと言える。公家・武家社会における修法の月例化・慣例化の要請に応える形として、密教寺院による北斗法をはじめとする星辰供の永続的な勤修があったと考えられる。

密教星辰供が国家的な規模・体制でおこなわれる一方で、宿曜道祭

祀は元来の対個人的な性質を保持し続けた。次頁に挙げる表は、『故実抄』所収祭文の祭祀・修法ごとに、その勤修目的を一覧にしたものである。

【表】『諸祭文故実抄』所収祭文にみえる勤修目的

①宿曜道祭祀		
種類	作成年	願主
東方清流祭	応永一〇年（一四〇三）	鹿苑院
	応永一九年（一四一二）	称光院
北斗本拝供	応永八年（一四〇一）	後小松院
	応永二〇年（一四一三）	称光院
南方高山祭	応永元年（一三九四）	鹿苑院
		重厄
②密教修法		
種類	作成年	願主
北斗法	永和元年（一三七五）	
	永和三年（一三七七）	
妙見法	保安二年（一一二一）	鳥羽院
		除病延命
③陰陽道祭祀		
種類	作成年	願主
泰山府君祭	至徳三年（一二八六）	崇光院
	応永九年（一四〇二）	
	応永一一年（一四〇四）	
天地災変祭	承元四年（一二一〇）	土御門院
	天福元年（一二三三）	藻壁門院
	寛喜二年（一二三〇）	
	応永二六年（一四一九）	足利義持
		地震・天変

凡例…『故実抄』所収祭文のうち勤修目的が明確なもののみを一覧にした

表の「勤修目的」欄から読み取れるように、①宿曜道祭祀は、願主に限らず個人の厄消除を目的とするのが特徴的である。具体的には、重厄など年まわりのうえでの厄をはらうためのものである。一方で、②密教修法、③陰陽道祭祀の場合には、①と同様に個人の災厄消除（三合厄・御産祈祷等）を目的とする場合と、天変など、国家的災厄の消除を目的とする場合とが混合して見られる。より具体的には、密教修法や陰陽道祭祀は、その種類によって国家・個人の災厄双方に対応している事例や、同一の祭祀であっても場合によって国家・個人双方がみられる修法・祭祀も見受けられる。

宿曜道は、成立・展開において密教・陰陽道と相互に影響を与えつつも、差別化の動きが見られた。例えば、宿曜師は国家規模の北斗大法に関わらず、貴族個人を対象とした^④。また、宿曜師・慶算は北斗本拝供や東方清流祭といった独自の祭祀を創出し、「宿曜秘法」や「属星秘法」といった特有の伝承も創始された^④。これらの差別化の動きは主に院政期に見られる。応永年間に久々に行われた宿曜道祭祀が個人の厄払いという効験を保ちつづけたのは、こうした差別化が貴族社会・武家社会に根付いた結果と考えられる。

他方で、『故実抄』の検討からは、中世後期において、密教・陰陽道・宿曜道の性質は、受容者にとって類似し重複するものとして認識されていたと言える。つまり、宿曜道固有の知識や技術は、当時、固有^⑤とは認識されていなかった。祭祀には独自の性質が残存していたものの、その願主や奉行者は、宿曜道特有の性質を忘却しつつあり、供給側と受容側で認識にずれが生じていた、と考えられる。特に宿曜道は、陰陽道と密教双方の影響を受け、両者の性格と近似する点が多かったため、このような状況は十分に考えられ、中世後期における宿曜道衰退の背景に関わると推測される。

第三章 中世後期における宿曜道関連知識

本章では、前章までとは異なるかたちで、室町・戦国期における宿曜道に関する知識の受容と実践の様相を示す。

第一節 室町・戦国期の宿曜道関連知識

宿曜師の具体的な活動が見えなくなった室町期以降も、史料上には宿曜道の痕跡が存在し、宿曜道やその知識に言及した史料が複数見出せる。例えば、第二章で言及した『尺素往来』にも「宿曜師」という語が見え、陰陽師とは異なる存在として認識されていた。加えて、享徳三年（一四五四）成立の『撮壤集』に「宿曜師」という名称が残っている。⁴³幕府奉行人である飯尾永祥が著した『撮壤集』は、様々な語彙を種類別に列挙した辞書であり、簡易百科便覧として編纂された。⁴³上中下の三巻から成り、そのうちの中巻の術芸部・諸道部の項目内に「宿曜師」の語がみえる。当該部分は、その名の通り様々な技能・芸能に携わる職を列挙している。大まかな職の種別ごとに羅列されており、冒頭部分は「陰陽道師」をはじめとする宗教関係者が挙げられ、それに続き、「絵師」「鋳師」などの工匠系の職、続いて「猿楽」「傀儡子」などの芸能民、いわゆる「道々の輩」と称される者が書き連ねられている。⁴⁴このことから、宿曜師が下級の宗教者の一つとして認識されていた可能性が窺える。⁴⁵

ただし一方で、『撮壤集』上巻の「祈祷」の項目をみるならば、仏教の様々な祈祷や陰陽道祭祀の種類が列挙されているものの、そのなかに宿曜道祭祀は一つも見出せない。⁴⁶事典的性質をもつ書物は、成立時には既に古例とされていた事柄も含むことが多い。この点もふまえるならば、『撮壤集』が編まれた段階では、宿曜師の活動は既になく

なっていたものの、その名と概念は、成立するまでのあいだ社会に記憶され続けていたと考えられる。

次に、宿曜道関連の書物の事例である。『満濟准后日記』応永二〇年（一四二三）二月二二日条に「小俣入道宿曜秘決等持参」という記述がみえる。⁴⁷おそらく武家であろう「小俣入道」なる人物が、「宿曜秘決」なる書物を持参している。同年三月一二日条では、「今日殊可^レ被^レ修繕^二事宿曜秘説也^一」といった記述がみられる。⁴⁸『諸祭文故実抄』所収の宿曜道祭祀祭文の下限は、応永二〇年であり、同時期ではあるが、右の事例では、いずれも宿曜師は登場しない。また、永享三年（一四三一）九月二〇日条では、歓喜天供の結願予定日を、「宿曜不快」として変更することになった旨が記されているが、ここでは、単に二十七宿と七曜の組み合わせという意味での「宿曜」の用例であろう。これらの後、宿曜道に関連する記述は、【史料五】として挙げた『建内記』嘉吉三年（一四四三）五月一五日条があるが、それ以降は次に挙げる【史料六】までみられない。

【史料六】『和長卿記』明応三年（一四九四）五月八日条⁴⁹

八日、丙申、晴、至^二今日^一時々猶地震、但少而止、凡今日之地震者、尤吉也、心角房女虚井觜斗畢、此九宿帝釈動也、天下安穩富饒、風雨順時、百穀成就、天子大臣受^レ福、百姓有^レ嘉、大吉也云々、今日動者当^二房宿^一、但若是為^二昨日之余氣^一者、難^レ称^レ吉歟、更為^二今日之分^一者、尤吉也、宿曜道勘文、可^レ尋^レ之、後聞連日地震吉、七日余氣云々、

右は、前日から発生した地震の吉凶について述べている部分である。【史料六】の前日の七日条には「及^レ夜時々猶震動、尤有^二恐懼^一

歟、陰陽勘文、可_レ尋_レ記」とあり、明確に「陰陽勘文」と記しているため、陰陽道と宿曜道とを混同していたとも考え難い。この「宿曜道勘文」は、一見すると、地震について勘申する文書として「宿曜道勘文」があったというようにもみえる。地震に関連する勘文というと、陰陽師が作成する地震勘文があり、その内容には月の二十七宿上の位置が記されることが多い。そのため、ここでの「宿曜道勘文」とは、月の位置を尋ねたものとも考えられる。しかし、管見の限りでは月行を「宿曜道勘文」で回答した事例は見当たらない。また、月行は陰陽師が観測してその位置を見定めることもあったが、傍通暦という暦上の月行位置から判断することもあり、後者は具注暦にも記され、陰陽師以外でも情報を得ることは可能であった（実際、【史料六】の前の七日条でも「今日動者当_三房宿」とある）。そのため、和長が月行を知るただけに「宿曜道勘文、可_レ尋_レ之」とするのは違和感が残る。「宿曜道勘文」の話題に続けて「後聞連日地震吉」とあることから、陰陽師による地震勘文と類似したかたちの、地震の吉凶に関する内容を示す勘文であったと解釈できるのではないか。というのも、宿曜師が地震に対する勘文を奏上した事例が存在するのである。時代は遡るが、『花園院宸記』に「善算僧都、内々奏_三三日以後地震占文_一、今日辰剋小動、天王動云々⁽³⁰⁾」とあり、宿曜師・善算が地震占文を花園院に献じている事例がある⁽³¹⁾。

以上をふまえたうえで、室町期以降に宿曜師の存在が明確に見えないことや、宿曜道祭祀が実施されなくなっていたことを加味すると、ここでの「宿曜道勘文」とは、宿曜師による勘文ではなく、宿曜道の典拠や知識によって勘え見た勘文とみるのが妥当であろう。そのように考えるならば、一五世紀末頃まで宿曜道の知識や概念自体は、社会のなかで保持されていたと考えられる。

第二節 専門知識から一般常識への変容

以上、「宿曜道」や「宿曜師」の史料上の痕跡を見てきたが、「宿曜」という語句はより広範に用いられていた。二十七宿と七曜を指す「宿曜」は宿曜道に限らず、具注暦にも記載されていたため、貴族社会で広く知られる一般常識であったと考えられる。この具注暦の「宿曜」と一致するのが月宿傍通暦であり、一年の各日の月の所在宿を示す対応表である。宿曜師は『宿曜経』と『符天暦』を典拠としたが、この『宿曜経』には月宿傍通暦が載っていた。本節ではこの月宿傍通暦に着目し、貴族の一般常識としての「宿曜」に対して、月宿傍通暦がどのような場合に用いられたのか、中世社会における宿曜道由来の典籍や知識がどう認識・受容されたのかを検討する。

月宿傍通暦については、水口幹記氏が陰陽道との関連を指摘されている⁽³²⁾。すなわち、陰陽道の地震勘文に月宿傍通暦を指す「傍通」という語が見られ、これは宿曜道と陰陽道、あるいは術数との習合であると評価する。そして、中世のある時期からこの「傍通」が地震と結び付けて理解されるようになったという見解を示している。この見解を踏まえ、月宿傍通暦と地震、そして陰陽道との関連を考察する。

【史料七】『花園院宸記』元弘二（一三三二）年四月一七日条

十七日丙辰 今日読_三漢書_一、午剋也、地大震有_レ音、文保以後如_レ此大動無_レ之、尤為_レ怖、天文輩等申_三占文不_レ輕之由_一、龍神動云々、皆以_三傍通_一申_レ之、範秀申_三尾宿之由_一、若算勘歟、同龍神動也、

右の史料からは、地震の発生に際して「天文輩等」による占文が奏上され、勘申した者は皆「傍通」すなわち傍通暦を基にしてこれを申し上げた、ということがわかる。この「傍通」と対になる語句とし

て、古記録等にみられるのが「現図」または「現通」「現度」という語である。これらの語句は、傍通は宿の「平均位置」、現度は「平均位置に対する実視位置」という意味と推定される。⁽⁵⁶⁾「傍通」と「現図」という概念について、より具体的な意味が窺える事例として、『満濟准后日記』に「子末刻地震、傍通龍神動也、不快歟、現図分如何、但天陰之間、陰陽家定以_二傍通_一申入歟」という記述がある。⁽⁵⁷⁾傍通によれば龍神動と判断できるが、「現図分」ではどうだろうかと述べている。また、曇天の場合は「傍通」を典拠とするようで、このことから「現図」は実際に観測した月の位置を意味し、「傍通」は暦上の位置や基準となる位置を指していると考えられる。

また『尺素往来』では、「又地震者現度、傍通、大半、普合」とあり、「現度」と「傍通」はおおむね符合する旨が記されていることから、月行や月宿傍通暦に関する概念や知識は、宿曜道や陰陽道に限らず、より広い層に浸透していたと考えられる。また、【史料七】では、「傍通」をもとに勘申したことを花園院自身が記しているという点の特筆すべきであろう。地震がどういった意味を持つのかという内容だけでなく、その判断基準の典拠が「傍通」であったことも記している点からは、花園院の天変地異の勘申情報に対する認識が垣間見える。

同様のことは、先にみた満濟の事例にも共通している。満濟自身が「傍通」に準拠して地震の性質を判断している事例や、「現通分（現図分）」は陰陽師に尋ねるものである、との認識が共通して窺える事例がある。⁽⁵⁸⁾また、月宿の判断が「傍通」であるか否かに注目している事例も確認できる。⁽⁵⁹⁾このように、傍通暦という判断基準の典拠を明示する姿勢は、こうした判断材料に関する情報が、勘文を受容する側にも重要な要素であり、「傍通」が知識として継承されていたためと考え

られる。

以上みてきたのは、月宿傍通暦が陰陽道の地震勘文中に表れるとともに、勘文を受容する側も、内容の判断基準が傍通暦を典拠としているか否かに関心があつたことが窺える事例である。これらには宿曜師や宿曜道は表れず、宿曜道の知識が浸透・伝播したものともみなせない。しかし注目すべきは、本節で見えてきた事例において、なぜ「傍通」と記されたのか、という点である。陰陽道の地震勘文などに「傍通」と記されたのは、単に暦上の月行を示すだけでなく、『宿曜経』に収録される「月宿傍通暦」という典籍を典拠とすることが重要視されたためとも考えられる。中世以前の地震占では月行の典拠は示されていなかったが、管見の限り、【史料七】の一四世紀の事例以降、「傍通」が地震占に関連して記されるようになる。⁽⁶⁰⁾これは、専門的な典籍であつた月宿傍通暦が、宿曜師や陰陽師に限らず広範に知られるようになり、一般常識レベルまで浸透していったことを示唆するものと考えられる。

おわりに

以上、本稿では、中世後期における宿曜道関連知識の存続と受容について、拠点の変遷、祭祀の様相、そして知識の浸透という三つの側面から検討を試みた。

第一章では、宿曜師の活動拠点の一つであつた北斗堂、特に清水坂に存在した北斗降臨院に着目した。従来、応永年間の焼失をもつて衰退の一因とされてきた北斗堂が、応仁・文明の乱前夜まで存続していたと結論づけた。これは、宿曜道が室町期に入って直ちに衰退したとする見解に対し、再考を促すものである。また、北斗堂の存続は、宿

曜道の知識や信仰が完全に消滅していなかったことを示唆しており、知識の継承と保存、信仰の象徴、といった役割を果たしていた可能性を指摘した。

第二章では、宿曜道祭祀の衰退について考察した。『諸祭文故実抄』に収録された祭文の分析から、応永年間には宿曜道祭祀の先例が十分に継承されていなかった状況が窺えた。また、当該期の密教・陰陽道との関連を検討し、宿曜師側とそれを受容する側で、宿曜道という知識・技能に対する認識に乖離が生じたことが、衰退の一因であった可能性を示した。

第三章では、室町・戦国期における宿曜道関連知識の受容と実践について検討をくわえた。室町期以降の史料にも「宿曜道勘文」という用語が見られることや、「宿曜師」という名称が記録されていることなどを指摘した。また、『宿曜経』に収録される「月宿傍通曆」の浸透について分析をおこなった。貴族の日記や陰陽道の地震勘文に「傍通」という語が見られることから、月宿傍通曆の知識が一部の人間の間で共有されていた可能性が高いことを示した。特に、『花園宸宸記』や『満濟准后日記』における「傍通」の用例は、単に暦注として月宿が認識されていただけでなく、「月宿傍通曆」という典故に基づいた知識が参照されていた可能性を示していた。

以上の検討から、室町時代以降、専門職能としての宿曜師の活動は見えなくなるものの、その拠点の一部は存続し、「宿曜」という用語や関連知識は依然として社会に浸透していたと考えられる。

註

(1) 『源氏物語』桐壺卷や『太平記』などの文学作品や、『愚管抄』巻六・『続古事談』などにも、宿曜師や宿曜道が、個人の将来を占うものとして登場し

ており、その社会的影響が窺える。

(2) 桃裕行「符天曆について」『桃裕行著作集第八巻 曆法の研究(下)』(思文閣出版、一九九〇年、論文初出一九六四年)、同「日延の符天曆齋来」(前掲書、論文初出一九六九年)、同「宿曜道と宿曜勘文」(前掲書、論文初出一九七五年)。

(3) 山下克明(a)「宿曜道の形成と展開」『平安時代の宗教文化と陰陽道』(岩田書院、一九九六年、論文初出一九九〇年)、同(b)「院政期の宿曜道と宿曜秘法伝承」(倉本一宏他編『説話の形成と周縁 古代篇』臨川書店、二〇一九年)、同(c)「陰陽道・暦道・天文道・宿曜道と漢籍」高田宗平編『日本漢籍受容史』(八木書店、二〇二二年)。

(4) 赤澤春彦「院政期・鎌倉期の宿曜道と宿曜師」同編『新陰陽道叢書 第二巻 中世』(名著出版、二〇二一年)、戸田雄介(a)「宿曜道の院政期——珍賀と慶算を中心に」(『佛教大学大学院紀要』三四号、二〇〇六年)、同(b)「鎌倉幕府の宿曜師——特に珍賀について」(『佛教大学大学院紀要』三五号、二〇〇七年)、同(c)「宿曜道祭祀についての一考察」(『佛教大学大学院紀要』三六号、二〇〇八年)、兼築信行「珍賀とその世系」(『国文学研究』一二九集、一九九九年)。

(5) 前掲註(3)山下(a)論文、前掲註(4)赤澤論文、戸田(a)(b)論文、兼築論文、金指正三「星占い星祭り(新装版)」(吉川弘文館、二〇二四年、初版一九七四年)等。

(6) 前掲註(4)赤澤論文、四三四頁。同論文では、「慶算北斗堂」の存在や「北斗堂珍忍法印」なる人物が確認できることも指摘されている。

(7) 『玉葉』承安四年(一二七四)一〇月二五日条。

(8) 『山槐記』治承二年(一一八三)十一月二日条。

(9) 『園城寺伝記 九之十』(『大日本仏教全書』第一二七冊)。

(10) 『三長記』建久六年十一月一七日条。

(11) 『吉記』同年九月二二日条、『民経記』寛元四年十二月二日条、『勘仲記』弘安三年正月一八日条、『師守記』康永元年七月一四日条。

(12) 『民経記』文永四年一〇月二五日条。

(13) 『太平記』卷三「英宮御即位の事」の部分において、「北斗堂実算法印に御占を問はせ給ひたりければ」とある(長谷川端校注・訳『新編 日本古典文学全集 太平記』(小学館、一九九八年)。観応二年(一三五一)の出来事に関する部分であり、一四世紀半ば頃までは北斗堂を拠点に活動していた宿曜師が存在していた可能性については、検討の余地があろう。

(14) 細川武稔「清水寺・清水坂と室町幕府」『京都の寺社と室町幕府』(吉川弘

- 文館、二〇一〇年、論文初出二〇〇六年）、六九―七〇頁。
- (15) 前掲註(3)山下(a)論文、三五九頁。
- (16) 『看聞日記』一（『図書寮叢刊』）。
- (17) 『殿暦』天仁二年（一一〇九）二月二七日条。
- (18) 『中院一品記』暦応五年三月二二日条。
- (19) 『師守記』貞和五年一〇月一五日条。
- (20) 『百練抄』『玉葉』寿永二年十一月三日・一〇日条。なお、『日本歴史地名大系』第二七卷（平凡社、一九七九年）「北斗町」によれば、現在の東山区に、もと法住寺境内の地域に北斗町という地名が残っている。この地名は蓮華王院の北斗堂があったことに由来し、建長元年（一二四九）炎上で荒廃し、耕地の字名となっていたものを町名としたことが『京都坊目誌』に示されている。
- (21) 前掲註(14)細川論文、七三頁。
- (22) 前掲註(14)細川論文の註（一〇一）において、清水寺史編纂委員会編『清水寺史』第一巻通史（上）（音羽山清水寺、一九九五年）二三一頁では、北斗堂を清水寺の伽藍に含めていることを指摘している。また、『諸国一見聖物語』曼殊院蔵 粉河寺蔵（京都大学国語国文学史料叢書）の冒頭に「至徳四年六月上旬ノ初ニ清水寺に参詣シテ下向ノ道北斗堂ノ辺ニ事ノ縁有テ立寄タリシニ」とあることを示されており、同論文本文七三頁においても、北斗堂が清水寺参詣路の中でよく知られた堂宇だった、としている。
- (23) 『看聞日記』四（『図書寮叢刊』）。
- (24) 『臥雲日件録抜尤』（『大日本古記録』）。
- (25) 【史料三】で北斗三位が「能講『法華』」と記述されている点は、【史料二】で貞成親王が「有『法華経談義』」としている点との関連が示唆されるが、検討が必要であろう。謡曲「熊野」でも清水坂の経書堂に関する部分に、「北斗の星の曇りなき、御法の花も開くなる、経書堂とはこれかとよ」とあり、経書堂近隣に「北斗堂」の存在があったことと、法華経（御法の花）との関連が推測される。なお、『看聞日記』文安四年（一四四七）十二月二日条には、恐らくは人名として「北斗院」が登場する。
- (26) 『応仁記』「洛中大焼之事」（『群書類従』第二十輯、合戦部、卷三百七十六）。
- (27) 「下河原」『日本歴史地名大系』第二七卷（平凡社、一九七九年）。また、『日本歴史地名大系』「清水寺門前」の項目では、江戸時代以前に既に廃寺となり、故地のみ語り伝えられていた寺堂の一つとして北斗堂があったことが指摘されている。
- (28) なお、前掲註(5)金指論文では、『京師巡覧集』卷四や『都名所図会』卷二に、かつて清水坂周辺に北斗堂があり、応仁の乱にて亡んだ記載があることに言及しているものの、焼亡については『看聞日記』応永二十四年十月二十九日条（【史料二】）を引いており、この時に焼失したものと見なしているようである。
- (29) 『諸祭文故実抄』については、伊藤慎吾「室町後期紀伝儒の祭文故実について」『室町戦国期の公家社会と文事』（三弥井書店、二〇一二年、論文初出二〇〇六年）、前掲註(3)山下論文(a)、梅田千尋「陰陽道祭文の位置——『祭文部類』を中心に——」（『新陰陽道叢書』第二巻 中世 名著出版、二〇二一年、論文初出二〇一六年）、木村純子「陰陽道祭」『室町時代の陰陽道と寺院社会』（勉誠出版、二〇一二年）を参照。
- (30) 北斗本拝供祭文（応永八年）の東坊城秀長による奥書部分「引見旧草」、北斗御本拝供無_レ之、北斗本拝供祭文（応永二〇年）の長遠による奥書部分「此祭文邂逅也」。『諸祭文故実抄』の引用は東京大学史料編纂所架蔵謄写本による。以下同様。
- (31) 前掲註(3)山下(a)論文、三五八―三五九頁。
- (32) 定算以前の宿曜師として、応永五年・同六年に足利義満による東方清流祭を奉仕した「昌算」がいたようである（『迎陽記』「応永五年十二月二日条、応永六年四月八日条、応永八年閏正月一六日条」。定算・昌算は、その名からおそらく慶算流に連なる者と推定され、『後己心院殿御記』（『九条殿歴世記録』一）永徳三年十二月二五日条で勘文を献じている「幸算」もまたその一派であろう。
- (33) 『建内記』六（『大日本古記録』）。
- (34) 速水侑「平安貴族社会と仏教」吉川弘文館、一九七五年。
- (35) 前掲註(4)戸田(c)論文。
- (36) 前掲註(4)赤澤論文、四三四頁。
- (37) 『群書類従』第九輯、消息部、卷百四十一。
- (38) 前掲註(29)木村論文、四四五頁。なお木村氏は『故実抄』冒頭文の「冒頭祭文有『諸法』、今先挙十六箇条、法有三家ニ々々者、一内典、二外典、三宿曜師也」という部分が、密教・陰陽道・宿曜道の三者の近似した関係を示唆していると指摘する。
- (39) 西弥生「台密・東密の共同勤修——北斗法を通して——」『中世密教寺院と修法』（勉誠出版、二〇〇八年、論文初出二〇〇二年）。
- (40) 前掲註(4)赤澤論文、四三四頁。
- (41) 前掲註(3)山下(a)・(b)論文、前掲註(4)戸田(c)論文。

- (42) 『続群書類従』第三〇輯下、雑部、卷八百八十九。
- (43) 続群書類従完成会編『群書類目』第八卷、雑部（続群書類従完成会、一九六一年、二七五―二七八頁）。
- (44) 当該部分の宗教関連の職名としては、「陰陽道師・宿曜師・天門（文）道暦師・仏師」などがみえる。
- (45) この点からは、陰陽師の性格を有した声聞師の存在も想起される。声聞師の具体的職能については、『大乘院寺社雑事記』文明九年（二四七七年）五月一三日条に「唱聞之沙汰条々、陰陽師・金口・暦星宮・久世舞・益彼岸経・毘沙門経等芸能、七道者自専事」とあり、喜田貞吉「声聞師考」『喜田貞吉著作集』第一〇巻 部落問題と社会史（平凡社、一九八二年、論文初出一九二〇年）、堀一郎「陰陽師と声聞師」〔我が国民間信仰史の研究（二）宗教史編〕創元社、一九五三年）等でも言及されている。史料中の「暦星宮」について、渡邊昭五「声聞師の中世文芸その他」〔大妻国文〕二九卷、一九九八年）では、「天文などによる占いか、占星術を以て門付けをした一派か」と推測されており、吉田栄治郎「中近世大和の被賤視民の歴史の諸相」〔天理大学人権問題研究紀要〕六号、二〇〇三年）においても、天文・造暦にかかわる職能であろうと推定されているに留まる。管見の限り、「暦星宮」の記述がある史料は右のみで、詳細を確定しえないが、天文・暦の技術という点から宿曜師と声聞師との関連を検討する余地はあるだろう。
- (46) 『撮壤集』上巻「祈祷」の項目のうち、「諸法」として挙げられているのは、「後七日方 孔雀経法 心経會 天眼法」等であり、これに続いて「山門四ヶ大法」「東寺大法」「三井大法」「外典陰陽師」が列記されているが、『故実抄』に載る宿曜道祭祀の名称は見受けられない。
- (47) 『満済准后日記』（『続群書類従』）。適宜、『京都帝国大学文科大学叢書 第四』も参照。以下、同史料の引用は同様。
- (48) 「秘説」や「秘法」といった語句は、密教や宿曜道において度々用いられる表現である。密教でも、大法をはじめとする修法の序列の一つとして、「秘法」があることが知られる（衣川仁「院政期の密教修法と法験」『中世寺院勢力論』（吉川弘文館、二〇〇七年、論文初出二〇〇四年）。宿曜道では、院政期に「宿曜秘法」と称した独自の伝承・祭祀が創始された（前掲註（3）山下(b)論文）。また、藤原鎌足、道鏡、吉備真備らが「宿曜秘説」を修

- したとの伝記が残されている（遠藤慶太「高山寺藏『宿曜占文抄』の伝記史料」〔皇學館大學史料編纂所報〕二一六号、二〇〇八年）。そのほか、延文元年（一三五六）に宿曜師・実算が近衛道嗣に「宿曜之秘密」と称して祭祀を行っていた事例（『愚管記』延文元年七月六日条）や、「宿曜秘説」の事例（『葉黄記』寛元五年（宝治元年）正月二六日条）等がある。
- (49) 国立公文書館内閣文庫所蔵写本（延徳四年―明応三年）。
- (50) 『花園院宸記』正和六年（一二二七）正月一日条。
- (51) 善算は、花園院に近侍した宿曜師とされ、重厄・日蝕の勘文の勘申をした、病の祈祷を修したりしていた。前掲註（4）赤澤論文、四二二頁。
- (52) 山下克明『平安貴族社会と具注暦』（臨川書店、二〇一七年）。
- (53) 今井漆「宿曜地震占」年代学研究會編『天文・暦・陰陽道』（岩田書院、一九九五年、論文初出一九八六年）、前掲註（3）山下論文(a)、三二五頁。
- (54) 水口幹記「〔術数文化〕という用語の可能性について」同編『前近代東アジアにおける〔術数文化〕』（勉誠出版、二〇二〇年）。なお水口氏は、陰陽道勘文における「傍通」の初見は、『兼宣公記』応永二年（一四一五）七月三日条に引用された地震勘文であるとするが、『史料七』から、「傍通暦」と地震の関連は、それよりさらに時代が遡ると考えられる。
- (55) 『花園天皇宸記』（『史料纂集』）。
- (56) 前掲註（53）今井論文、三〇六―三〇七頁。
- (57) 『満済准后日記』永享二年（一四三〇）正月二日条。
- (58) 『満済准后日記』正長元年（一四二八）一〇月九日条など。
- (59) 「現通」と「傍通」双方に言及している例でいえば、正長元年（一四二八）九月一八日条、永享二年（一四三〇）正月二日条、永享五年（一四三三）三月一七日条、同年九月一九日条、永享六年（一四三四）正月二二日条、同年一〇月二六日条など。
- (60) 『権記』寛弘三年（一〇〇六）二月三日条の地震占には既に「月行奎宿」とあるが、ここでは「傍通」をはじめ月行判断の典拠は示していない。また、『御堂関白記』寛弘四年（一〇〇七）一二月二二日条にも地震奏について、天文博士安倍吉昌と権天文博士泉奉平がそれぞれ月行を奏しているが、ここでも月行の典拠は明示していない。

（本学大学院博士後期課程）